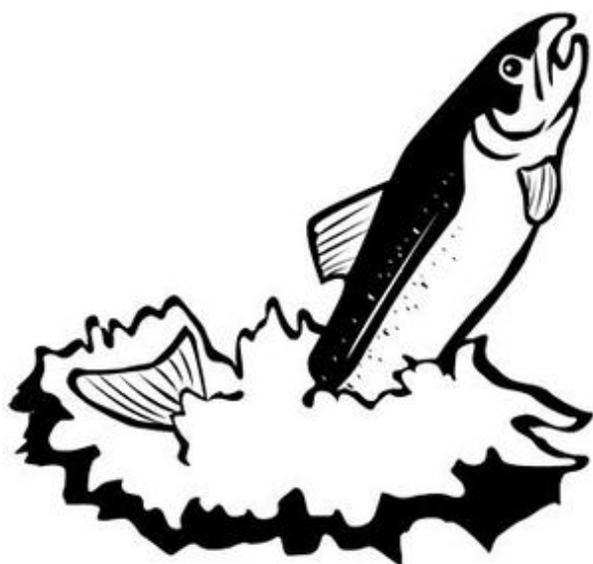


# 水源開発問題全国連絡会

## 第21回総会資料



2014.11.30

茨城県城里町

~~~~~目次~~~~~

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 事務局からの報告                            | 3P  |
| 各地からの報告                             |     |
| 北海道のダム問題                            | 11P |
| 成瀬ダム                                | 12P |
| 思川開発事業（南摩ダム）                        | 16P |
| 霞ヶ浦導水事業                             | 17P |
| ハッ場ダム                               | 20P |
| 内ヶ谷ダム・木曾川水系導水路・長良川河口堰（長良川市民学習会）     | 26P |
| 木曾川水系導水路（導水路はいらない愛知の会）              | 28P |
| 設楽ダム                                | 30P |
| 川上ダム                                | 32P |
| 安威川ダム                               | 33P |
| 平瀬ダム                                | 36P |
| 石木ダム                                | 38P |
| 立野ダム                                | 43P |
| 水源開発問題全国連絡会総会　ダム問題討議資料資料（2014年）     |     |
| I　水需要が縮小し、水余りがますます進む時代　完成済みダムの見直しを！ | 45P |
| 1　水余りがますます進む時代へ                     |     |
| 2　国土交通省の思惑                          |     |
| 3　完成済みダムの見直しを！                      |     |
| II　真の治水対策を実現させよう                    | 52P |
| 1　河川整備基本方針の破綻                       |     |
| 2　想定外の洪水への対応策の推進を阻む国交省              |     |
| 3　内水氾濫対策が急務                         |     |
| 4　建築規制、立地規制：滋賀県の「流域治水の推進に関する条例」     |     |
| III　自然の回復を目指し、真の治水対策を進める            |     |
| 河川整備計画の再策定を求める運動を！                  | 61P |
| IV　取り組むべき課題                         |     |
| ○　ダムの撤去                             | 64P |
| ○　ダムの堆砂問題                           | 65P |
| ○　「流水の正常な機能の維持」の虚構                  | 66P |
| V　参考資料                              |     |
| ○　新水道ビジョンの本質                        | 68P |
| ○　既設社会資本の維持管理・更新が待ったなしの時代へ          | 69P |
| ○　ダム見直しの経過とダム事業の現状                  | 70P |

# 事務局からの報告

## 1. 全体の状況

今年もダム問題を抱える各地で懸命な取り組みがされました。

E メールの水源連 ML には熊本県白川の上流、阿蘇外輪山の切れ目にほど近い国立公園内に九州地方整備局が進めつつある立野ダム事業に対する取り組み、球磨川の撤去が進む荒瀬ダムの状況とその上流にある瀬戸石ダム撤去を求める活動、長崎県からの付け替え道路着工抗議行動を通行妨害とした仮処分申立てへの対応・収用裁決申請への対応などの石木ダム事業への取り組み、高松地裁の事業認定取消訴を中心とした内海ダム総合開発事業に対する取り組み、山口県の平瀬ダム事業への取り組み、大阪府が進める安威川ダム事業に対して公金支出差し止めを求める住民訴訟提訴を中心とした取り組み、長良川河口堰開門と木曾川水系連絡導水路事業への取り組み、設楽ダム現地での設楽町長選と同事業への取り組み、八ッ場ダム事業への取り組み、霞ヶ浦導水路問題の取り組み、最上小国川ダム事業に関する山形県の許しがたい対応とその取り組み、住民訴訟の進行を中心とした成瀬ダム事業への取り組み、北海道のダム事業群に対する取り組みなど、たくさんの現地生情報が投稿・報告されました。あわせて、水源連MLには、ダム問題に限らず、私たちにとって貴重な情報と解説が寄せられました。多くの情報を提供いただいた皆様に厚く感謝いたします。

水源連ホームページには水源連事務局が特にかかわってきた行動について掲載し、情報の共有を図りました。

安倍政権になってから公共事業バラマキが復活し始め、その勢いにはすさまじいものがあります。脱デフレという名目で、あるいは2011年3月11日の東日本大震災を理由に、国土強靱化と称し、あるいは地方創生などと称して、公共事業がばらまかれています。ダム事業に関するならば、2010年から始まったダム事業の検証検討は、本来は見直しの対象とすべき140余事業の中で、当時本体着工中ということで検証対象外になったダムの大半がすでに完成し、80事業以上が現在も事業中です。その中には、立野ダムや内ヶ谷ダムのようにこれまでは休眠状態であったものを目覚ましてしまったダム計画もあります。

本体工事中とみなされ検証対象外になったダムの中で、路木ダムはほぼ完成してしまいましたが、住民訴訟の熊本地裁判決で治水目的が違法とされました。内海ダム再開発事業は試験湛水が何故か延々と続いている状態の中、高松地裁は10月6日に事業認定取消訴訟で原告敗訴の判決を出しました。原告の皆さんはこの判決を許し難いとしながらも、高齢化で控訴を断念せざるを得ないと判断されました。事業認定取消訴訟としては辰巳ダムの金沢地裁判決も原告敗訴判決です。事業認定に対する取り組みとしては、石木ダム建設絶対反対同盟と支援者が事業認定不服審査請求を起こすとともに、2013年12月5日に結成された石木ダム対策弁護団とともに、起業者である長崎県知事と佐世保市長に石木ダムの必要性に関する公開質問状を継続的に提出しています。そして、起業者に回答を出させうえて説明会を開かせ、石木ダム事業の必要性を問いただしています。その繰り返しを経る中で、石木ダムを必要としている起業者の言い分に根拠がないこと、多くのウソが露呈しています。

ダム事業推進にまい進する山形県は、こともあろうに小国川漁業協同組合の漁業権更新に付け込んで、「最上小国川ダム事業に同意しないと漁業権更新をしないぞ！」とばかりの脅しを小国川漁協組合長に

かけ、沼沢組合長が耐えかねて自死されるという痛ましくも悔しい事態になりました。ダム事業の強硬推進がすさまじい勢いで進んでいることに有効な対策を講じることが私たちの緊急課題です。

## 2. 水源連事務局が取り組んだこと

その中で水源連事務局が取り組んだことを記します。

### ① 石木ダム関係

事業認定処分が9月6日に下されたときからその対応として準備を始めた石木ダム対策弁護団が2013年12月に結成されました。事業認定に対しては事業認定取消訴訟がこれまでの定番でした。水源連も石木ダム建設絶対反対同盟からの要請に応じて共有地運動を展開し、事業認定取消訴訟になった時の原告適格保持者を増やすことに協力してきました。

しかし、日本においては事業認定取消訴訟で勝てる確率があまりに低いこともありますが、自分たちの将来を裁判長(司法)という第三者に委ねるのではなく、起業者との話し合いを重ねる中で、中止を獲得する道をまずは歩むことを弁護団に勧められました。石木ダム建設絶対反対同盟とその支援者たちはそれに賛同し、起業者へ公開質問状の提出、回答要請、回答の説明会開催の要請を行い、それを実現させてきました。その繰り返しで現在に至っています。

事業認定未保留分についての収用裁決申請提出期限間際になって、起業者側は知事・佐世保市長・川棚町長が説明会に出席しました。それもつかの間、起業者は収用裁決申請提出期限9月7日に先立つ9月5日に収用裁決申請を長崎県収用委員会に提出しました。

水源連は、2011年と2013年に全国集会・総会を石木ダム問題に焦点を合わせて開催して石木ダム問題を全国の皆さんとの共有を図りました。事務局は、公開質問内容の検討、回答の検討と説明会参加、弁護団会議に参加など、現地の皆さん及び弁護団の皆さんの活動を支援してきました。

現在、現地では収用委員会対応、付け替え道路着工中止要請行動を通行妨害とみなした長崎県からの通行妨害禁止仮処分申請への対応とともに、佐世保市民や長崎県民にこの問題の真実を知らせるために、ブックレットの作成・配布、チラシの配布、街頭署名活動などを精力的に取り組んでいます。このような石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんの不屈な闘いと、ともに戦う支援者の皆さんの積極果敢な取り組みが、長崎県民・佐世保市民・川棚町民の世論を大きく変えようとしています。

事業認定保留分については2017年9月6日が収用裁決申請の期限になっています。起業者がいつ事業認定保留解除を申し出るかは起業者の自由です。私たちは、起業者がそれを断念する状況を作り上げていくことが必要です。

### ② 内海ダム再開発関係

本体着工済みダムは検証対象外になるので、香川県知事は2009年に前原国交大臣からの検証要請を拒否し、急遽駆け込みで内海ダム再開発の本体工事着工の手続きを取りました。現在、堤体はすでに完成し試験湛水が続いています。名勝寒霞溪のふもとに民家に至近距離でコンクリートの壁が447mにわたって築かれたのですから、まったく異様な景観になってしまいました。

水道水源の一部であった旧内海ダムが新ダムの中に水没して使用不能になるので、利水目的としては既に運用が開始されています。

工事中から周辺では井戸水がにごる・異臭がするという障害が起きています。堤体は完成間もないにもかかわらず、壁面のヒビ割れ、漏水が生じています。

この事業は反対地権者に対して土地収用法を適用して所有地を収用して強行されてきました。

反対地権者たちは事業認定取消し訴訟、香川県知事・小豆島町長を被告とした公金支出差し止め訴訟を提起して、内海ダム再開発は必要性がなく、寒霞溪の自然と景観を破壊する事業であり、違法であること立証してきました。

事業認定取消し訴訟は2014年10月6日に高松地方裁判所によって原告敗訴判決が出されました。原告の皆さんはこの判決を許し難いとしながらも、高齢化で控訴を断念せざるを得ないと判断されました。

水源連は「寒霞溪の自然を守る連合会」からの要請を受けて全国集会・総会を小豆島で2004年に開催して全国化を図る、2009年には当時の前原国交大臣との会見への同行、アンケート調査実施支援、事業認定取消訴訟での証人陳述、裁判長に公正判決を求める署名活動など、全国の皆さんからのご協力・支援をいただき、支援を続けてきました。私たちが力及ばず勝訴できなかったことは本当に悔しいですが、地元の皆さんと運動の共有ができたことは水源連運動のよりどころであると思います。

この事業は、必要性をでっちあげただけでなく、あたかも（旧）内海町民の総意であるかのごとき装いを作り出すために、反対する人たちを徹底的な孤立状態にしてしまう囲い込み策がとられたことで、地域社会を滅茶苦茶に壊してしまいました。

### ③ 最上小国川ダム関係

最上小国川ダムが計画されている最上小国川はアユ釣り全国大会が年に数回開かれる日本有数のアユ釣り漁場です。この小国川を守り続けてきたのが小国川漁業協同組合です。このアユの宝庫・最上小国川の上流に山形県は「自然に優しいダム」と称していわゆる穴あきダム形式の最上小国川ダムの建設を進めようとしています。山形県は、すぐ下流の赤倉温泉街を洪水から守るためにダムが必要だとしています。昨年山形県は、小国川漁協の漁業権更新に際して「最上小国川ダム建設事業への協力」がその条件であるがごとき対応をして小国川漁協を苦しめてきました。その結果が小国川漁協の組合長・沼沢勝善さんの自死でした。

水源連はこの山形県の一連の対応を厳しく批判・糾弾し、「最上小国川の清流を守る会」の皆さんとともに山形県庁に向いて同ダムの中止を求めてきました。川辺川ダムに反対し続け、人吉市内でアユ販売業を営む吉村勝徳さんを現地にお招きして、最上小国川ダムに反対する皆さんにアドバイスをいただきました。川辺川上流域には穴あきダムと同様の大きな砂防ダムがあるために、斜面崩壊による土砂が砂防ダム上流に堆積し、それが2年間にわたって流出して川辺川が白濁してアユが商品にならなくなったことなどを報告されました。

5月17～18日のシンポジウム「最上小国川の真の治水を求めて」にも参加し、最上小国川ダムは大洪水時には赤倉温泉街をむしろ氾濫の危険にさらすものであり、河床掘削こそが有効な治水対策であること、ダムが最上小国川の生態系に多大な影響を与えることなどを報告しました。

しかし、9月28日の小国川漁協の総代会決議で最上小国川ダムを認めてしまったことで、この11月には本体工事の入札公告が行われました。法的には、漁協の最高決定機関である総会を開かせて、同ダム容認が2/3を超さない状況を示すことが、同ダム進行に「待った！」をかけることができる道です。その道を何とか切り開くことができるようにしなければならないのですが、残された期間は1か月しかありません。

### ④ 2009年度に計画中・事業中であつたダムのその後(2013年8月27日)

2009年の政権交代時に全国で145のダム事業が計画中・工事中でした。

そのうち、本体工事中、本体工事駆け込み契約、既設ダム改造という理由で、検証対象から外されたダムを除く84ダム事業が検証対象となりました。

ダム検証が2010年秋から始まって3年近く経ち、68ダム事業の検証が終わりました。

検証対象のうち、問題となっているダムのほとんどは事業継続でした。

検証中のダムはあと16ダムです。

2009年度に計画中・事業中であった145ダムのデータを整理して水源連HPに掲載しました。

検証の結果のほかに、2009～14年度の各ダムの予算も掲載してあります。

<http://suigenren.jp/reference/information/>

今総会の配付資料にも添付してあります。

## ⑤ 公共事業改革市民会議関係

「コンクリートから人へ」の頓挫が明確になった2012年度補正予算から、2011年東日本大震災復興も理由にして国土強靱化・脱デフレをかけ声とした公共事業バラマキが始まりました。

① 今取り組むべきことは、「国土強靱化」にみられるような旧来型の公共事業のバラマキではなく、真に国民の生命・財産の保護に有効な事業への転換であり、一方で、持続的な社会の構築をめざす人的支援を推進すること、

② 公共事業のあり方を根本から変革し、未来を私たちの手に取り戻すために、第一の課題として国土強靱化政策の方向転換に向けて活動すること

を念頭に置いて、各種公共事業に対して闘っている市民団体がお互いの連絡組織として、公共事業改革市民会議を2013年1月に立ち上げました。水源連はこの事務局を引き受けています。

この会議が発足してから、特に取り組んできたのは江戸川区スーパー堤防問題です。

全く実現性のないスーパー堤防計画を江戸川区は治水対策として強く推進させる方針を立てています。スーパー堤防の用地を確保するため、江戸川区は土地区画整理事業で無理矢理、住民を追い出し、そこに築堤して出来上がった土地を区画整理の換地にしようとしています。

区画整理事業は恐ろしい方式で進行します。住宅の持ち主がこの事業に応じない場合は、時間を切って強権的にその住宅を排除できることになっています。それこそNO!を言わせない法システムで区画整理事業は進んでいます。こんなに怖い方式がまかり通るわけですから、おいそれと反対できません。それでも長年住んでいたところから離れるのは大変なことです。区画整理事業なので造成が済めばそこに戻ることになりますが、築堤の造成が終わるまで長い年月がかかり、高齢の方は生きていうちにそこに戻ることができるのかわからないという不安感に襲われます。区画整理事業は、古い建物は補償の評価額が低いので、補償だけでは同規模の家を建てることができません。反対して住み続けていると物理的に除去されてしまうのですから、自己防衛上、転居に応ずるしかありません。その心労は私たちの想像を絶するものがあります。

リニア新幹線にしてもしかりです。その必要性は実際は不明なまま事業推進の音頭が沸き上がり、地方自治体は誘致合戦を繰り広げます。そんなものが本当に必要なのか、安全性はどうか、環境への影響は、……。疑問が検証されないまま事業が進行します。

このような実際の被害者と直面することで、「住民不在で決定し、住民不在で進行してしまう公共事業を何とか食い止めたいたい！」という想いは強くなるばかりです。

今行われなければならない公共事業は、老朽化した社会資本の徹底点検と修理・整理であり、

2011.3.11 東日本大震災の復旧・復興です。新規事業に回す金などありません。

私たちはダム部門だけでなく、公共事業各部門で闘う皆さんと連帯して、公共事業の市民改革を進めていく端緒につきました。

#### ☆ 運動・活動経過

2月15日 緊急集会 公共事業ありきの補正予算 13兆円!? そのまま通して予算委員会(いいんかい)?

3月15日 連続公開講座 第1回 マクロ経済政策は日本を救えるか? ~経済学の基礎から考える

4月3日 連続公開講座 第2回 バラマキで老朽化インフラの危険はなくなる!

先進自治体の実践に学ぶ「選択と集中」

4月22日連続公開講座 第3回 税金の使い方—開発型公共事業か、対人支援サービスへの公共投資か—

6月13日 参議院選直前 緊急集会 「国土強靱化が日本を壊す」

「国土強靱化から日本を守るには」

「前年度補正予算と今年度予算のバラマキの実態」

「巨大防潮堤計画は被災地住民を幸福にするか」

9月8日 緊急集会 大義なきスーパー堤防復活を許すな!

9月30日 江戸川区長にスーパー堤防と強制立ち退きに関する公開質問書を提出

その後も公開質問書の提出と、江戸川区の担当者と話し合いを続けました。

10月17日 連続公開講座「リニア中央新幹線」

具体的なテーマとして、「江戸川区スーパー堤防」、「リニア新幹線」、「諫早干拓・水門年内開門」の問題などに取り組んでいます。

公共事業改革市民会議関係の詳細は同会のホームページ下記 URL を御覧ください。

<http://www.stop-kyoujinka.jp/>

### 3. 私たちの課題 新年度の活動方針

脱デフレ、国土強靱化、地方創生・・・と言葉をかえながらの中央からの公共事業バラマキとそれの誘致合戦に凌ぎを削る地方自治体、この連鎖を断ち切るには何ととっても、各現地での闘いを闘いぬくことに尽きるでしょう。

水源連の関係者が関わっているダム問題を打開する条件を探ってみます。

それらを含め 2015 年度の獲得目標を記します。

#### 1) 進行中のダム事業の中止獲得を目指す

- ① 水源連総体として、石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。
- ② 立野ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダム、安威川ダム、川上ダム、木曽川連絡導水路、設楽ダム、八ッ場ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水、最上小国川ダム、成瀬ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダムなどの建設事業反対運動と連携を取り合い、中止に向けて取り組む。

#### 2) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す。

- ① とりわけ不要が明確で地域社会・自然環境に弊害をもたらすことも明白な路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、建設間もないことから撤去は難しいと思われるので、と

りあえず水抜き空っぽ運用を目指す。

- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦・常陸川逆水門の開門など、水路の遮断によって自然環境が破壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。
  - ③ 水路の遮断によって破壊された自然環境の回復を目指すために、現在使われていないダムリストを作成し、公表する。
  - ④ もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を入れる時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。
  - ⑤ パタゴニアの「日本の川に自由な流れを取り戻そう」キャンペーン、DAMNATION 上映運動を積極的に支援する。
- 3) 「住民不在の公共事業を排除する」キャンペーンを展開する。
- ① 「住民不在の公共事業を排除」を実現するうえでのツールを創出・発見・再認識する。
  - ② 地方自治体の公共事業依存体質克服を目指すには、私たちに何ができるのかを検討する。
  - ③ 公共事業改革市民会議構成団体として、公共事業全般にわたる問題を意識し、ともに連帯して応援しあうと共に、共通課題についてはその克服をはかる。
- 4) 国会、政府対応
- ① 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図ると共に、国にあたる。
  - ② ダム中止後の生活再建支援法の成立をめざす。

### ① 石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く。

➤ 物心両面にわたって全国からの支援を確立して、守り抜く取り組みです。

- 水源連事務局は弁護団会議参加（スカイプ参加を含む）、収用委員会参加、起業者との交渉参加、作戦会議等を通して、現地及び石木ダム対策弁護団との情報交換・意思疎通をしっかりとる。
- 共有地権者を中心とした「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を運営する。
- 「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」は石木ダム建設絶対反対同盟から水源連への要請に応じて支援をおこなう。会計は独立会計とする。
- 「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」は石木ダム建設絶対反対同盟の活動を支援するために、水源連の各種媒体を借用して水源連の皆さんに情報提供、意見交換を図っていきます。全国の皆さんに活動面と財政面でのご協力をお願いします。

### ② 事業中のダムのストップ

今の状況ではダム検証により、問題のあるダム事業は「推進」の決定がされてきています。各ダム事業をストップさせるためには、水源連仲間はもちろんのこと、公共事業問題を抱えて運動している仲間たち（公共事業改革市民会議）、国会・地方議会議員などとの連帯を確立し、力を合わせることが不可欠です。それを全国的にも、地域的にも強めていきたいと考えます。

水源連が 2001 年 3 月から提案している「公共事業審査法案」、日弁連が 2012 年 6 月に提案した「公共事業改革基本法案」、オーフス条約、住民投票制度・・・等のツールを検討・活用して、「住民不在の公共事業」にストップをかけましょう。

### ③ ダム建設がますます不要になる時代を訴える → ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指す

利水面では人口減少と節水型機器の普及で水需要の上昇はあり得ない時代に入っています。

治水面ではダムはギャンブル的なツールであり有効性が極度に限られています。あわせて、ダムで流量調節することで河道の受け持ち分が小さく設定され、さらに、ダム事業に河川予算が投入されるため、脆弱な堤防が放置されています。ダム建設ではなく、いかなる洪水がきても壊滅的な被害を食い止める治水行政を目指します。

既にその目的を喪失しているダム・堰等、川の流れを分断している河道施設については、開門・撤去をめざし、破壊された地域社会・自然環境の復活をはかります。

この試みはこれまでの水源連運動の範疇を超えるものですが、川の本来あるべき姿を取り戻そうという呼びかけは、多くの皆さんとの新しい繋がりが期待されます。

### ④ ダムの水抜き空っぽ運用

明らかに利水上も治水上も不要であるダムがぞろぞろと造られています。これらのダム事業の中止を求めてきましたが、残念ながら工事が進み新内海ダムや路木ダムのように堰堤が完成してしまったダム、太田川ダムのように利水上不要どころか湛水後に堤体からの水漏れや堤体が上流側に傾斜するなどという危険きわまりないダムが存在します。これらのダムについてはダムによる災害を防ぐため、まずは「水抜き空っぽ運用」を勝ち取るべく運動を目指します。

### ⑤ 公共事業チェック議員の会

2012年の衆議院選挙、2013年の参議院選挙で「公共事業チェック議員の会」の多くの議員が議席を失ってしまいました。再選を果たした環境派・公共事業慎重派の議員はあまりに少なく一人で多くの課題を背負っていることから、「公共事業チェック議員の会」は閉店状態が続いていました。同議員の会を頼りにしてきた「無駄な公共事業中止」を目指す私たちは、活動再開を求めてきました。何とか活動再開がされるよう、国会議員の皆さんに働きかけていきます。

### ⑥ ダム中止後の生活再建支援法の制定

「ダム中止」となった場合の地元住民の生活再建が必要と考え、水源連は十数年前からダム中止後の生活再建支援法案を作成して提案してきました。水源連の案がベースになった生活再建支援法案が2012年の国会に上程されましたが、審議されないまま、廃案になってしまいました。

川辺川ダムはダム中止後の生活再建支援法による裏付けがないため、五木村の「ダム中止後の生活再建」が中途半端なままになっています。

ダム中止後の生活再建支援法を制定し、抜本的な生活再建、地域社会の再建を可能にするシステムの確立が急務です。

この法律は、ダムが中止になっても町おこしが図られる内容になっているので、ダム依存しか選択しようがないと考えている自治体にとって、これまでの選択を変える支えになることが期待できます。

### ⑦ ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。昨年、パタゴニア日本支社の支援で、水源連ホームページを新しく作り直しました。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用に加えて、この水源連新ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願い致します。

新年度はパタゴニアの「DAMUNATION」上映キャンペーンと連携して、これまでとは違う皆さんにダム問題と川の望ましい姿について語り合うよう努めます。

**⑧ 今年度の運営体制（案）**

|      |           |
|------|-----------|
| 顧問   | 藤田 恵      |
| 共同代表 | 嶋津暉之 遠藤保男 |
| 事務局長 | 遠藤保男      |
| 会計   | 和波一夫      |
| 会計監査 | 川合利恵子     |

# 北海道のダム問題

佐々木克之（北海道自然保護協会）

連絡先 [info@nc-hokkaido.or.jp](mailto:info@nc-hokkaido.or.jp)

## 1 サンプルダム

今年の4月に入札公告がなされました。9月には恒例のサクラマス産卵観察会がサンプル川で開催されました。現在3つの活動がすすめられています。(1) パタゴニアによる、北海道高橋はるみ知事宛てサンプルダム中止要請のインターネット署名(Change.org)、11月19日現在署名数1225名。(2) サンプル川を守る会が中心となってサンプルダム建設と並行して行われているサクラマスのための魚道の問題点の検討が進められています。(3) 北海道自然保護協会が中心となって、ダムより河川改修を！署名の準備がすすめられています。その中心点は、河川改修がより予算が必要ということだが、サクラマスをはじめとする水生生物が失われる費用をどのように考えるのかと言う問題を正面から問題提起します(国交省のダム検証方法には、自然保護の費用について触れていない)。河川改修を切り口に、人口減少が続く北海道で将来を展望した河川行政の在り方を含め、大きな視点からサンプルダム問題を取り上げて、道民に考えてもらうことを検討しているが、具体的な署名のスタートは明確ではありません。パタゴニアのダムネーション映画のDVDが手に入れば、上映と署名活動をセットした活動を展開したいという希望をもっていて、パタゴニアにもお願いしています。

## 2 平取ダム

10月に入札公告がなされました。この間、平取ダム関連団体で、アイヌ文化の保全、とくに希少動植物の保全について室蘭開発建設部へ質問書を提出してきましたが、十分な回答が無く過ぎてきました。平取ダムでも、ダム建設ではなく河川改修を！の署名活動を進めたいと考えています。その中心点は、アイヌ文化の保全と堆砂問題です。アイヌ文化の重要な場のほとんどが平取ダムに水没してしまいます。昨年行われたパブコメでは20名ほどのアイヌの人々が、ダムではなく河川改修を要望しましたが、現地のアイヌ協会は開発局の方針に賛同しているので、容易ではありませんが、アイヌの人だけでなく北海道の貴重な文化保存の立場で問題点を指摘します。平取ダムでは雪解け時から夏季(4~7月)にダム下方の4.6m x 4.6mの水門を開放して堆砂を防ぐとしていますが、大きな疑問があります。さらに二風谷ダムの堆砂が進むとともに、二風谷上流と額平川の合流点では沙流川も額平川でも河床の上昇傾向が顕著で、今後の治水に悪影響がでる懸念があり、専門家と相談して、しかるべき要望書を作成する予定です。

## 3 当別ダム

現在の札幌市の一日最大給水量は60~65万m<sup>3</sup>/日です。一人一日最大給水量は減少傾向にあり、札幌市の人口は今がピークです。それなのに札幌市は2035年には87.5万m<sup>3</sup>/日の水源が必要であり、それを補うために当別ダムからの給水が必要とのべてきました。2012年に当別ダムが建設されると、2014年春に突如計算の誤りがあったとして必要水源量を61.79m<sup>3</sup>/日へ大幅に引き下げました。当然、当別ダムからの取水は不要なのに、引き続き当別ダムから取水する方針を示しました。あまりに無責任な対応を質すために、総務省への要請書を検討するとともに、札幌市民に広くこの実態を知らせて、無駄な費用を使うべきでないことをキャンペーンしたいと考えています。

## 成瀬ダム住民訴訟、12月22日最終口頭弁論 来春（提訴から丸6年）判決！？

12月22日（月）11時 場所：秋田地裁

■自然保護と環境アセスメント

（最近のイヌワシ、クマタカの繁殖確認）

■成瀬ダムの安全性

（ダムサイトの断層・破砕帯、耐震設計サボタージュの杜撰、未検討で本体着工する無責任追及）

同日 1～3時 場所：文化会館

拡大報告集会

「原発、ダムの安全性の論点」

～泊原発、路木ダム、成瀬ダム裁判から～

講師；市川守弘弁護士

### ●内外の情勢

・安倍政権の謀略的解散・総選挙…有権者に政策判断させる時間的余裕与えず／公開質問状・立会演説会開会が時間的に不可能！？（秋田3区では過去2回市民グループ共同で開催してきたが）  
・農家が受け取る米価（概算金）の暴落（11,500円→8,500円）…農村の疲弊は深刻  
来年度の減反率は50%（現在は約40%）へ近づく？・・・水需要の一層の減少は必至  
それでも「百姓一揆」は起きない、農村のあきらめムード・・・耕作放棄地急増か？

「（秋田県の人口減の）原因はコメだ。・・・（対策として）  
県内の稲作を極限まで減らす決断すら必要になるかもしれない」

（佐竹知事：5月の定例会見）

・・・なら、ダムに巨額のお金をかけるなんて・・・  
即刻、成瀬ダムの負担金支払いを停止せよ！

### ●成瀬ダム裁判を振り返る

2008年・・・成瀬ダム裁判、提訴を決意。住民監査請求を準備

2009年・・・県の負担金（260億円）支払い停止請求棄却→5月提訴

2009年9月・・・民主党政権誕生。ダム「見直し」宣言。

2009年10月・・・秋田県・横手市にて巢現連総会・成瀬ダム問題全国集会開催

2009年11月・・・「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」設置

2010年・・・官僚に丸め込まれる政治。

2010年9月・・・「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」→各ダム検証へ  
パブコメや意見発表に積極的に参加するも地方整備局主導に住民意思反映されず。

2011年1月・・・成瀬ダムから上水を取水する横手市（負担金5.5億円）を提訴

2011年3月・・・東日本大震災、東電第一原発事故。

成瀬ダム裁判でも「安全性」クローズアップ。

2012年11月・・・東北地方整備局「成瀬ダムが最も有利」→有識者会議、追認→国交省決定。

2012年12月・・・自民党圧勝。安倍政権誕生。アベノミクス。

2013年4月～ 成瀬ダム本体工事にに向けた準備作業、工事用道路の建設開始  
2014年2月、5月・・・成瀬ダム裁判、2回（被告側2名、原告側2名）にわたる証人尋問  
計20回にわたる口頭弁論を経て12月22日結審。

## 証人尋問で明らかになったこと

### 成瀬ダムの治水効果はあまりに乏しい！ なのに、便益は過大では？

証人尋問1（国交省東北地方整備局：河川部長）

「成瀬ダムの洪水調節機能はわずかでは？ 計算によると基準点（秋田市樺川）では水位を19cm下げるだけだが…」

（答）「成瀬ダムの効果は基準点以外でも発揮されるので、便益はある」

「昭和54年の洪水被害額は23億円余だ。ところが、10年に一度程度ある降雨で洪水被害想定額528億円としている。あまりにも過大ではないか？」

（答）「過去の洪水に基づいて調査し、計算している」

### ダム周辺地盤には断層破碎帯があるのでは？ だが、当局は断層否定に躍起！

証人尋問2（国交省東北地方整備局湯沢河川国道事務所・所長）

「成瀬川沿いに成瀬川断層の存在が指摘されている。断層がダムまで延びているのでは？」

（答）調査結果から地滑りの痕跡と見なしている。断層ではない。

（ボーリングのデータを示し）

「ダムの左岸やダム基底部に断層破碎帯が見られるが…？」

（答）「新旧の地層が重なり合っているのであり、断層とは判断していない」

### レベル2地震動の設計はこれから… 工費大幅超過はないのか！？

「レベル2地震動の照査、現時点でどの程度進んでいるのか？」

（答）「これからだ」（「全く手付かずか？」の確認に「はい」の回答）

「これから検討して設計変更が必要になるかもしれないし、（地質の条件からダムは）難しいということになるかもしれない」

(答)「そういうことはありうるが、そうならないように設計する」

「そういう（検討が）不明な段階で秋田県に負担金を求めるのか？」

(答)「今までの設計指針でやって甚大な被害を受けたダムはない」

証人尋問 3（治水問題専門家・嶋津暉之氏）

「成瀬ダムの集水面積は、流域面積の 1.6%に過ぎず、治水効果は極めて小さい。対策を要する雄物川中下流域にはその効果はほとんど及ばない。」

**乙第65号証の2**

**資料①**

**成瀬ダムの治水効果を算出した計算資料**

| 洪水名 <sup>※1</sup> | 降雨型    | 実績規模（降雨実績）における効果率（推定）                          |             |                             |         |
|-------------------|--------|------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|---------|
|                   |        | 椿川地点の推定流量<br>(m <sup>3</sup> /s) <sup>※2</sup> |             | 効果流量<br>(m <sup>3</sup> /s) | 効果率 (%) |
|                   |        | 成瀬ダムなし<br>①                                    | 成瀬ダムあり<br>② |                             |         |
| S19.07            | 全流域型   | 6,171                                          | 6,076       | 95                          | 1.5%    |
| S22.07            | 全流域型   | 8,497                                          | 8,470       | 27                          | 0.3%    |
| S22.08            | 全流域型   | 4,035                                          | 4,031       | 5                           | 0.1%    |
| S30.06            | 全流域型   | 3,984                                          | 3,944       | 40                          | 1.0%    |
| S40.07            | 全流域型   | 2,861                                          | 2,853       | 8                           | 0.3%    |
| S41.07            | 玉川流域型  | 2,267                                          | 2,263       | 4                           | 0.2%    |
| S44.07            | 本川上流域型 | 4,579                                          | 4,506       | 73                          | 1.6%    |
| S47.07            | 玉川流域型  | 3,758                                          | 3,752       | 7                           | 0.2%    |
| S54.08            | 玉川流域型  | 2,467                                          | 2,437       | 29                          | 1.2%    |
| S56.08            | 本川上流域型 | 3,076                                          | 2,930       | 146                         | 4.7%    |
| S62.08            | 全流域型   | 3,833                                          | 3,738       | 95                          | 2.5%    |
| H14.08            | 玉川流域型  | 3,172                                          | 3,160       | 12                          | 0.4%    |
| H19.09            | 玉川流域型  | 4,460                                          | 4,456       | 4                           | 0.1%    |

※1 「雄物川水系河川整備基本方針」において検討の対象とした平成18年までの12洪水と、平成19年以降に椿川地点において、はん濫注意水位を超えた1洪水を対象とした。

※2 椿川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算定した推定値である。

「R18ブロック（成瀬川+皆瀬川 6.0~9.0 km）の氾濫開始流量の不当な設定を見直

すだけでも氾濫被害軽減額は大幅に減り、B/Cは1を下回る。」

『不特定（流水の正常な機能の維持）』の費用便益比の計算は必ずB/Cが1を超える計算手法が採られており、不当である。」

証人尋問4（原告代表・農家 奥州光吉氏）

「減反は4割にも達しているにもかかわらず、水需要は過大に設定されている。」

「成瀬ダムに係る農水省の水利事業でも、農業用水が足りないのではなく、当地の用水利用形態が『上流部で優先取水され、下流部ではほとんど利用できない極めて不均衡な状態にある』としている。」

### 平鹿平野地区 幹線用水路型式の検討

H13.9.18

#### 1. 本地区の用水管理の実態

本事業は、昭和21年に着工し昭和55年に完了した国営雄物川筋農業水利事業により造成された頭首工、用水路等用水施設の改修と用水管理施設を新設し、合理的な用水配分と維持管理等の軽減を図るものである。

本地区の用水利用形態は、上流部で優先取水され、下流部ではほとんど利用できない極めて不均衡な状況にある。

また、用水管理は、成瀬、皆瀬頭首工は取水量だけの管理であり、幹線用水路は土地改良区から委託された水路監視人が管理しているのが実態である。

#### 2. 水路型式の検討理由

本事業は、近年の営農形態の変化等に伴い、地区内用水の上下流における不均衡を本事業により解消することを目的としており、本地区の皆瀬1号と皆瀬7号幹線用水路が並行する区間及び県営事業旭川地区では、水路用地の制約や下流専用用水路の要望などから複断面水路を実施していることなどの事例を参考に、地区調査段階から地元土地改良区と施設計画について、途中に分岐用水路については、途中に分岐施設計画とすることに決定した。

問合せ先

奥州幸吉

090-66235279

oshu@rnac.ne.jp



## 活動報告

|              |                                  |            |             |
|--------------|----------------------------------|------------|-------------|
| <b>団体名</b>   | 思川開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会 |            |             |
| <b>対象事業名</b> | 思川開発事業(南摩ダム)                     |            |             |
| <b>事業地名</b>  | 栃木県鹿沼市上南摩町                       | <b>事業者</b> | 独立行政法人水資源機構 |

### 1 事業概要

利根川支流の思川支川の南摩川（鹿沼市上南摩町）に南摩ダム（総貯水容量 5100 万 m<sup>3</sup>、堤高 86.5m、ロックフィル）を建設し貯水池と思川支川黒川、大芦川を導水路（約 9km）で連絡する事業。目的は下記のとおり。利水参画団体は栃木県（栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）、鹿沼市、小山市、茨城県古河市、五霞町、埼玉県、北千葉広域水道企業団。利水負担金は全体で 449 億円。栃木県は 0.403m<sup>3</sup>/s で参画し 64 億円の負担予定。

- ①洪水調節 130m<sup>3</sup>/s→5m<sup>3</sup>/s（ダム地点） ②河川の流水の正常な機能の維持 ③新規利水 2.984m<sup>3</sup>/s ④異常渇水時等の緊急水補給



### 2 この1年の活動報告

#### (1) 2014年中の活動

- ・ 4月26日 南摩ダム予定地のヤマナシお花見と自然観察会。
- ・ 5月19日 ムダなダムをストップさせる栃木の会総会開催
- ・ 8月30日 水資源機構に公開質問（渇水対策容量関係）。
- ・ 9月24日 ダム事業検証の検討主体（関東地方整備局・水資源機構）に申入書提出（利水について道理がなく事業継続の結論を出さないこと）。
- ・ 10月25日 南摩ダム予定地のヤマナシ収穫祭と自然観察会。
- ・ 流域の会定例会開催（月1回）、会報「思川通信」発行（3回）、ムダなダムをストップさせる栃木の会事務局だより発行（4回）

#### (2) 3ダム（南摩ダム、湯西川ダム、ハツ場ダム）訴訟の動き

- ・ 1月27日 控訴審（東京高裁）判決言渡し
- ・ 2月7日 上告書、上告受理申立書提出
- ・ 5月14日 上告理由書、上告受理申立理由書提出

#### (3) 思川開発事業の検証作業の動静

- ・ 2012年6月29日に「検討の場」第3回幹事会が開催されて以来、2年以上にわたり全く進行していない。
- ・ 栃木県だけが水道用水供給事業の認可を得ておらず、認可に代わるものとして栃木県は、2013年3月に「水源確保に関する報告書」を検討主体に提出したが、検討主体の動きはない。

#### (4) 特記事項

- ・ 9月 水資源機構への情報公開請求により、水資源機構の役職員が海外出張に行きまくっていることが判明。2010年度～2014年度までの4年4か月で延べ207人の役職員が出張。
- ・ 10月 水資源機構への情報公開請求により、渇水対策容量の利用については何も決まっていなかったことが判明。「異常渇水時等の緊急水補給」を目的に掲げながら、補給の要件は未定。費用負担の不公平を招くおそれあり。

問い合わせ先：

|    |       |    |              |         |                   |
|----|-------|----|--------------|---------|-------------------|
| 氏名 | 高橋比呂志 | 電話 | 0289-63-1571 | メールアドレス | hirocha@bc9.ne.jp |
|----|-------|----|--------------|---------|-------------------|

## 活動報告

|              |                        |            |                     |
|--------------|------------------------|------------|---------------------|
| <b>団体名</b>   | <b>霞ヶ浦導水事業を考える県民会議</b> |            |                     |
| <b>対象事業名</b> | <b>霞ヶ浦導水事業</b>         |            |                     |
| <b>事業地名</b>  | <b>茨城県</b>             | <b>事業者</b> | <b>国土交通省関東地方整備局</b> |

### アユ・シジミ裁判の経過（霞ヶ浦導水事業の工事差止め裁判）

原告 那珂川水系の8漁業協同組合（茨城の那珂川漁協、那珂川第一漁協、大湊沼漁協、栃木の那珂川北部漁協、那珂川南部漁協、那珂川中央漁協ほか）

被告 国土交通大臣

#### 漁協が提訴した主な理由

那珂川はアユの漁獲高日本一を誇り、最下流で合流する涸沼川はシジミの三大産地の一つである。那珂川に霞ヶ浦導水の取水口が建設されることによる最大の懸念は、アユの仔魚（しぎょ）の吸い込み問題である。仔魚とは、卵から孵化したばかりの稚魚の前段階の幼生のことである。

仔魚は自力では遊泳することができない。孵化した後は、流れに乗って、餌の豊富な河口域に到達し、そこでようやく餌を食べる。仔魚が河口域に到達するまでの間は、腹部に蓄えている卵黄を消費しながら生存するのであるが、卵黄は4日分しかない。その期間内に河口域に到達しないと、仔魚は餓死することになる。

導水事業は、最大で毎秒15 m<sup>3</sup>の水を那珂川の取水口から取水する計画であるから、自力では遊泳できない仔魚が取水口から吸い込まれたり、取水口付近で滞留して餓死する可能性が高い。

さらに、最下流で合流する涸沼川では、導水によって塩分濃度、水質が変化し、シジミの生息が大きなダメージを受ける可能性が高い。

#### 裁判の経過

2008年3月27日 那珂川取水口の建設工事中止を求める仮処分申立て（本訴後に取り下げ）

2009年3月3日、那珂川の取水口建設の差止めを求める訴訟を提起

2014年4月21日 君島恭一（那珂川漁協組合長）、金子清次（栃木県那珂川漁協連合会参事）ほか、漁協関係者4人が証言

2014年7月18日 漁協側の証人4人、石嶋久男（魚類研究家）、浜田篤信（元・茨城県内水面水産試験場長）、高村義親（茨城大学名誉教授）、嶋津暉之（水問題研究家）が証言

2014年9月5日 国側の証人3人、小島優（関東地方整備局河川調査官）、西村仁（筑波大学名誉教授）、前田修（元・茨城県霞ヶ浦環境科学センター長）が証言

2014年12月19日 弁論終結（予定）

問い合わせ先：

|           |      |           |               |                |                      |
|-----------|------|-----------|---------------|----------------|----------------------|
| <b>氏名</b> | 浜田篤信 | <b>電話</b> | 090-3591-1253 | <b>メールアドレス</b> | kaseco@y5.dion.ne.jp |
|-----------|------|-----------|---------------|----------------|----------------------|

# 那珂川守れるか

## 霞ヶ浦導水継続決定

霞ヶ浦導水事業「継続」の根拠となった、国土交通省関東地方整備局（関東地整）の報告書。巻末には、コスト面を最重視して複数の代替案と比べ、同事業案が「最も有利」だったなど、結論を支える記述が並ぶ。

が、45人の学識経験者が寄せた意見の中に、慎重論は少なくない。

霞ヶ浦と那珂川、利根川を地下トンネルで結び、水をやりとりする同事業。生態系への影響を懸念し「具体的な対策を検討しておく必要があるのでは」「保全措置を講ずることが重要」といった指摘。識者の1人で保全生態学が専門の西廣淳東邦大准教授は、懸念に添えていないとして「事業を妥当と判断できない」と断じた。

那珂川は、利根川水系の霞ヶ浦とは水系が違つ。「異なる水系間を水と生物が移動することによって起きる変化、外来種駆除など環境面のコストが考慮されていない」。西

## 生態系への影響

廣准教授には検証が不十分と映る。生態系への影響の視点はこれまで、同事業の早期完成を求める関係自治体による「検討の場」でも、大きく取り上げられることはなかった。

「変化」でまず危惧されるのは、外来生物の分布拡大だ。外来生物は漁業や農業、生態系に被害を及ぼす。同事業では、霞ヶ浦など利根川水系に生息し那珂川水系では確認されていない、特定外来生物カワヒバリガイの具体名が挙がっている。

中国・朝鮮半島を原産とする小さな二枚貝は、水路などへ付着して通水障害を引き起こし、大量死すると水質悪化をもたらす。農業環境技術研究所（茨城県つくば市）の伊藤健二主任研究員によると、2005年に霞ヶ浦で生息が確認されたカワヒバリガイは、湖岸で分布拡大しているという。

06年の調査で湖岸の約半分だった分布は12年の調査で約8割に達し、18年までに湖岸全域への定着が予測される。カワヒバリガイが、川のほか水路を伝って分布拡大するこども分かっている。卵はわず

## 外来種流入に危惧も



霞ヶ浦湖岸に生息する特定外来生物のカワヒバリガイ。那珂川の生態系への影響が懸念される＝2012年6月、茨城県稲敷市（農業環境技術研究所提供）

「現存する動植物に著しい支障を及ぼすことはないと考えられる」「調査などを継続し必要に応じて対策を講じていく」。学識経験者や市民から寄せられた生態系への影響懸念に、関東地整は、こう答えている。

しかし、影響は十分に予測できないからこそ予防的な観点が求められる、と西廣准教授は訴える。

「ウイルスなど目に見えないようなものも除去して水を運ぶことは極めて困難だろう。固有の性質を持つ生物が失われたり、新たな生物が持ち込まれた場合、問題が分かっているからでは取り返しがつかない。そうした不可逆な変化をもたらすリスクがある事業を進めるのは賢明でない」

事業の是非を判断する検証作業を経て国は8月、霞ヶ浦導水事業の継続を決めた。一方、那珂川への悪影響を訴える事業中止を求める栃木、茨城両県の漁協と国の訴訟は、年度内にも水戸地裁で判決が出る見通しだ。同事業の行方が注目される中、検証、訴訟で見えてきた問題点に迫った。

# 国検証環境視点が欠如

# 那珂川守れるか

## 霞ヶ浦導水継続決定

9月5日、水戸地裁。検証作業で国が霞ヶ浦導水事業の「継続」を決めてから10日余り。傍聴席は瀬戸際に立たされた漁協側と、国側の関係者で埋まった。

この日は栃木、茨城両県の漁連・漁協5団体が、国に同事業の那珂川取水口の建設差し止めを求めた訴訟の第24回口頭弁論が開かれ、国側が申請した3人の証人尋問が行われた。

最初に証言台に立ったのは、同事業に携わる国土交通省関東地方整備局の小島優氏。霞ヶ浦ではさまざまな水質浄化策に取り組んだが、目標とする水質に届かず、悪臭を放つアオコも発生しているとして、「事業は不可欠」と主張した。

霞ヶ浦へ送る水を那珂川から取り込み、霞ヶ浦の水を那珂川へ放出する取水口。漁協側が提訴に踏み切ったのは、ふ化したアユが取水口に吸い込まれるなど、那珂川の

## 訴訟で見た本音

水産資源に悪影響が出る恐れがあるためだ。これに対し国は「防止対策を講じる」などと反論、同事業の必要性を一貫して言い続けてきた。

「必要」な事業の目的は、霞ヶ浦などの水質浄化、那珂川と利根川の渇水対策、茨城、埼玉、東京などの水道・工業用水確保の三つ。小島氏に続いた2人の識者も国側主張の根拠を述べた。が、漁協側弁護士の反対尋問に移ると、思わぬ言葉が口をついた。

「同事業で湖水回転率湖の水が入れ替わる割合の改善はたかが知れている。目に見える形で水質を改善することはできない」

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長などを務めた前田修氏の発言に、傍聴席が一瞬、どよめいた。直前の主尋問で、那珂川と利根川の水を霞ヶ浦へ入れることで「希釈効果」「湖水回転率の上昇」が起きる

# 国証人「水質改善は困難」

## 揺らぐ事業の必要性



悠々と流れる那珂川。霞ヶ浦導水事業の継続が決まり、関東随一の清流が岐路に立たされている＝那須烏山市

と、自ら水質浄化の仕組みを解説したばかり。同事業が霞ヶ浦浄化の「抜本的な対策」という認識を覆す証言だった。「同事業を」ペンディングしたままの方が税金の無駄遣い。とりあえず造って、運転地に取水口の「実物大施設」を建設して実験する必要性を述べる中、総事業費1900億円の8割が執行済みという事情も踏まえ、「本音」を明かした。

時間も費やしている。1984年に着工した同事業の完成予定は当初93年度だった。建設をめぐり地元との調整に時間を要するなどし、さらに検証作業で5年近く凍結されている。仮に工事が再開しても完成までには7年程度かかる。

「これだけの時間と税金をつぎ込んで、どれだけの効果がある事業なのか」。県那珂川漁協連合会の金子清次参事は、「不要」との思いを一層強める。

30年前に着工した巨大公共工事の霞ヶ浦導水事業。漁協側を納得させる説明がないまま、訴訟は12月に結審し、年度内には判決が出る見通しだ。

金子参事が続ける。「いいかげんな事業で那珂川に魚がいなくなってしまうたら、那珂川は終わり」(この連載は田面木千香が担当しました)

## 活動報告

|              |                 |            |                     |
|--------------|-----------------|------------|---------------------|
| <b>団体名</b>   | <b>ハッ場あしたの会</b> |            |                     |
| <b>対象事業名</b> | <b>ハッ場ダム</b>    |            |                     |
| <b>事業地名</b>  | <b>群馬県長野原町</b>  | <b>事業者</b> | <b>国土交通省関東地方整備局</b> |

### この一年の活動報告

ハッ場ダム本体工事着工を控え、本体工事阻止を最大の目的として活動してきました。  
主な活動は以下の通りです。

#### 1. ハッ場ダムの不要性を訴える活動

- ・東京オリンピックに絡めて、水道事業とハッ場ダムの問題をテーマにシンポジウム開催。
- ・「ハッ場ダム本体工事の中止と生活再建支援法整備」を国に求める署名活動  
(2014年11月現在1万筆余)
- ・ハッ場ダム本体工事の入札中止を国に申し入れ (官製談合による入札不正を指摘)

#### 2. ハッ場ダム事業の抱える様々な問題を訴える活動

- ・ハッ場ダムをストップさせる東京の会と共に、都知事選候補者に公開質問。
- ・ダム予定地の猛禽類調査の学習会  
環境影響調査の専門家を講師に、ハッ場ダム事業による生態系調査のおかしさ、  
ハッ場ダム事業による環境破壊を伝える。
- ・水没予定地の国道継続を求める要請書を国交省、群馬県に提出。
- ・ハッ場ダム予定地住民の代替地に大量使用された(株)大同特殊鋼渋川工場の有害な鉄鋼スラグの問題について、国交省関東地方整備局とJR東日本高崎支社に公開質問。
- ・専門家によるハッ場ダム予定地域の地質調査を踏まえて、代替地の地滑りの危険性を指摘。

#### 3. ハッ場ダム事業の実態を伝える活動

- ・現地見学会の開催、個別のグループを現地案内
- ・ハッ場ダム事業、ダム予定地域の最新情報をホームページ、ハッ場オープンML、ツイッター、フェイスブックで伝える。
- ・他団体主催の集会で、ハッ場ダム事業の現状を報告。

#### 4. 地元住民への支援

#### 5. 国会議員、県会議員らに情報提供

#### 6. ハッ場ダム問題への関心を高めるための活動

- ・アーサー・ビナード講演会開催 (原発止めよう群馬と共催)
- ・環境関連イベント等にブース、写真展を出展。

問い合わせ先：

|    |      |    |              |         |                    |
|----|------|----|--------------|---------|--------------------|
| 氏名 | 渡辺洋子 | 電話 | 027-253-6706 | メールアドレス | info@yamba-net.org |
|----|------|----|--------------|---------|--------------------|

## ハッ場ダム予定地の状況

(「ハッ場あしたの会」の会報「Tomorrow」 Vol. 23 2014年11月発行 より)

### 本体工事はいつ始まるのか

群馬県内では昨年来、今年10月にハッ場ダム本体工事が着工されると繰り返し報道されてきました。6月に現地を視察した太田昭宏国交大臣も「本体工事の槌音(つちおと)が間もなく聞かれ、ダムが完成すると実感していただける」と語ったとされ(6/26朝日新聞群馬版)、10月16日には現地測量が始まりました。しかし11月10日現在、本体工事は始まっていません。

現在、吾妻渓谷で進められている仮締切工事(本体準備工事)は、当初は今年7月末で完了するはずでしたが、現在の工期は1月16日に延長されました。

仮締切は本体予定地に吾妻川の水が流れないようにするための工事ですから、工事の遅れは本体工事に直接影響します。

群馬県は国交省関東地方整備局に対して、たびたび本体工事の起工式の開催を求めており、準備が整わないまま形式的な式典が行われる可能性があります。起工式の日程はまだ発表されていません。

### 本体工事の契約と鉄道切り替え

今年1月8日に入札が公告された本体工事は、8月6日に清水建設等の共同企業体(JV)が落札し、8月20日に契約を結びました。10月1日にはJR吾妻線が新線に切り替わり、川原湯温泉の新駅が開業しました。この日はハッ場大橋(湖面1号橋)の開通式も行われ、現地は祝祭ムードに包まれました。打越代替地では王湯会館が7月から開業し、代替地を訪れる観光客が増えました。

一方、これまでの温泉街では、共同湯・王湯が6月末で閉館となり、最後の日曜日(6月29日)は閉館を惜しむ人々で過去最高の入湯者数(334人/日)を記録するほどの混雑でした。

水没予定地を走る吾妻線の運行終了も、一時的な賑わいに貢献しました。JR東日本は首都圏の駅構内や吊り広告でさよならキャンペーンを実施。営業終了日の9月26日が近づくにつれ、川原湯温泉駅や線路周辺にはカメラを手にした観光客が増えていきました。

### ハッ場ダム本体工事の入札不正疑惑と今後の見通し

こうした喧騒の陰で、ハッ場ダムにまつわる不正が次々と発覚しています。

7月27日付の赤旗スクープは、本体工事の入札不正疑惑を暴くものでした。受注が決まった清水建設JV(共同企業体)は、もとは鹿島建設を中心とした清水とのJVでした。ところが、3月1日に鹿島建設と大林組が関わる東京湾トンネル工事で死亡事故が発生。ハッ場ダムの入札参加資格を失った鹿島ですが、ダム建設技術で最先端をいく鹿島を高く評価する関東地方整備局は、5月2日、入札手続きの節目である「技術対話」に、参加資格のない鹿島を参加させたのです。

鹿島JVが提案した本体工事の工期短縮は、鹿島JVのいわば代理として入札に参加した清水JVの受注を決定づけたとされ、鹿島は表舞台から姿を消したものの、本体工事を仕切るとみられます。しかし、いわゆる“官製談合”によって本体コンクリートの打設日数を短縮できたとしても、本体工事は地質の面で前門の虎(ダムサイト)、後門の狼(貯水域周辺)を抱えており、先行きは依然として不透明です。

## 有害スラグと地すべりに脅かされる住民の移転代替地

本体工事開札前日の8月5日、毎日新聞の一面トップに「八ッ場ダム:代替地整備に有害資材 環境基準の5~23倍」という大見出しが躍りました。

記事で有害資材とされた(株)大同特殊鋼渋川工場の鉄鋼スラグは、フッ素や六価クロムなどの有害物質を含むだけでなく、水分を含むと膨張する性質があります。このため、有害スラグが使われた場所では有害物質が徐々に流出する危険性ととも、スラグの膨張による構造物の変形も懸念されます。有害スラグは本来は産業廃棄物として処分するものですが、県内では昨年来、各地の公共工事現場で有害スラグの混入が発覚しています。

関東地方整備局は八ッ場ダム関連の工事現場を含む現地調査を9月に開始し、10月27日には中間報告を公表しました。八ッ場ダム関連10工事で新たにスラグとみられる砕石を確認したこと、大同の出荷記録にはこれ以外にさらに9工事があることが明らかになったという深刻な内容ですが、この間、関東地方整備局の出先機関である八ッ場ダム工事事務所は、ダム予定地域住民に「鉄鋼スラグは問題ない」と説明して、住民の動揺を抑えてきました。

代替地は周辺地価よりはるかに高額な分譲価格が設定されていますが、有害スラグが混入していればその土地は瑕疵物件とみなされます。また、将来、土地を売却する際、有害スラグの混入を伏せれば、地権者が罪を問われることにもなりかねません。代替地の住民は国交省の説明を鵜呑みにしては、自らの資産を守れない可能性があります。

代替地の安全性を考える上で、有害スラグとともに看過できないのは地すべり問題です。このほど地質の専門家らの調査により、新たに川原畑地区の付替え国道が地すべりによって変形していることが判明しました。周辺は熱水変質帯が広く分布した脆弱な地質が広がっており、地すべり箇所は八ッ場沢を挟んで本体工事予定地にきわめて近い場所です。

この件について、当会では10月に関東地方整備局に公開質問書を提出しましたが、調査中であることを理由に回答はまだ届いていません。

## 国道閉鎖

吾妻川沿いを走る国道は、水没予定地住民の生活道路です。国道を管理する群馬県は、11月4日、この国道の一部区間(吾妻渓谷の長野原町・東吾妻町の町境から上湯原橋まで)を11月18日に通行止めにするネット上で告知しました。

国と群馬県は国道を廃道化し、大型車両が通行できるよう拡幅して本体工事専用ルートとする方針です。廃線となった吾妻線も本体工事に利用し、工事の効率化を図る計画です。

住民有志らは8月8日、四名連名で群馬県知事に要望書を提出し、国道閉鎖は「地域住民の足を奪うだけでなく、心情をも踏みにじる行為であり、到底受け入れることは出来ない」と訴えていたのですが、国も県も住民らの声を無視し、10月28日、29日に川原湯、川原畑地区全戸に国道通行止めを告知しました。要望書を提出した住民らはこれに強く抗議しています。

水没予定地は町道で付替えの国道や県道と繋がっていますが、道幅が狭く、急坂、急カーブが多く、住民は緊急時、積雪時は特に不便を強いられることとなります。

住民に対する国道閉鎖の説明は、代替地への移転を促すような口調で行われました。水没予定地から住民を追い出そうとするダム行政の人権無視は、いよいよその本性を露わにしつつあります。

## 活動報告

|              |                           |            |              |
|--------------|---------------------------|------------|--------------|
| <b>団体名</b>   | <b>ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会</b> |            |              |
| <b>対象事業名</b> | <b>ハッ場ダム</b>              |            |              |
| <b>事業地名</b>  | <b>群馬県</b>                | <b>事業者</b> | <b>国土交通省</b> |

### この一年の活動報告

ハッ場ダム住民訴訟は1都5県ともに控訴中であったが、各事件とも不当判決の連続であった。東京 2013. 3. 29、千葉 2013. 10. 30、栃木 2014. 1. 27、茨城 2014. 3. 25、群馬 2014. 5. 14、埼玉 2014. 10. 7。各判決ともに、控訴人の主張は一顧だにせず。被控訴人の言い分を丸のみにするものだった。由々しきは憲法 92 条に定められた地方公共団体の自治権を根底から否定するものだったことだ。

#### ① 一日校長事件の引用(茨城判決を除く)

一日校長事件とは、東京都教育委員会がある教頭の退職金を上乘せするため、退職の前日に校長に昇格。東京都はそのまま退職金を支給。支給責任者の東京都知事が訴えられた事件だが、最高裁判決は、教育委員会と東京都知事はそれぞれ独立した機関(法主体)であり、人事権は教育委員会にあるから、退職金を支給した東京都知事に責任はない。としたものだ。

同判決の言う、東京都教育委員会と都知事は同一の自治体にある機関であるから妥当な判断ではあるが、国と都県は独立・並列の機関だ。従って国と都県の利害が反した場合は、都県の側は拒否できるものである。従ってハッ場ダム訴訟に同判決の引用はあたらない。

#### ② 「行政処分は仮に違法であったとしても有効」という“公定力”の乱用。

高裁判決は、利水負担金も治水負担金も「当該支出が違法であるというためには…納付通知書に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、または外見上一見して看守できる違法ないし瑕疵が認められる必要がある」と一蹴した。つまり、都県の側は地方公共団体としての自立した判断はできない。とし、地方自治を踏みにじるものだった。

#### ③ 行政訴訟(住民訴訟)に裁判員制度導入の必要。

上記判決は、全国の自治体はハッ場ダムにかかわらず国の直轄事業の負担金が客観的に違法なものであっても、異論も挟めず唯唯諾諾と従わねばならぬとした。被告である都県もまた国の下級機関に貶められたのである。しかし、彼らに痛痒も屈辱感もない。これがこの国の地方自治の現実であり民主主義の現実だ。

すべての裁判を傍聴して思う。被告都県は原告の主張に反論すらできなかつた。被告側証人に対する反対尋問は“惨劇”といえるほど証言の虚偽は覆えされた。証人の今後の人生を憂うほどに…。

しかし、裁判は行政に軍配を上げた。官は官を裁けないのだ。司法は行政を裁けないのだ。市民の目があれば、かような訴訟指揮も判決も許さなかつただろう。市民にとって、刑事裁判の刑罰の判断は素人だが、税金の使い道の是非、地方自治の在り方の判断は過たずできる。この国の主権者が国民であるならば、民主主義国家であるならば、行政裁判に裁判員制度の導入は必須だと思う。

1都5県はそれぞれ直ちに上告した。

### その他の活動

意見書・要望書などはハッ場あしたの会と共にした。

国の作る利根川河川整備計画に対し、他の団体と提携する「利根川流域市民連絡会」において市民による利根川水系河川整備計画の策定に入った。内水氾濫の実態、利根川堤防の脆弱箇所特定、氾濫資料の収集、耐越水堤防の学習、激減したウナギから河川施設の環境破壊を明らかにする「ウナギプロジェクト」の発足など裁判支援と並行して微力を尽くしている。

問い合わせ先：

|           |      |           |               |                |                         |
|-----------|------|-----------|---------------|----------------|-------------------------|
| <b>氏名</b> | 神原零字 | <b>電話</b> | 090-4527-7768 | <b>メールアドレス</b> | garyoan@tiara.ocn.ne.jp |
|-----------|------|-----------|---------------|----------------|-------------------------|

|       |                 |     |       |
|-------|-----------------|-----|-------|
| 団体名   | STOPハッ場ダム・市民ネット |     |       |
| 対象事業名 | ハッ場ダム           |     |       |
| 事業地名  | 群馬県・長野原町        | 事業者 | 国土交通省 |

## 【この一年の活動報告】2014年1月～11月15日

刻々と迫りくるハッ場ダム本体工事を眼前にして、追われるような焦燥感につきあげられつつの一年間の取組でした。現地を訪れる度に進展してやまない吾妻渓谷破壊工事の数々、駅舎移転、道路閉鎖は胸に突き刺さるような痛憤の思いです。長引く「調査中」の回答には義憤に駆られつつ、弱小団体ながらいづれも必死の構えで臨んだ取り組みでした。

大別すると、①「吾妻渓谷保存」の署名活動実施 ②地すべり問題ビデオ作成・普及、頒布 ③ハッ場代替地に大量に使用された「大同特殊鋼・有害スラグ問題」の現地見学会と申入書往復 ④新年早々より、二つの映画会実施。脈絡のない取組みの感もなきにしもあらずですが、とも角いづれの日にかダム中止のその日につながり得るものとひたすら信じて……

### ① 1/12 映画「水になった村」上映会

※大西暢夫監督を招き講演会と、石木ダムの写真パネルも展示するなど盛りだくさんな企画であった。しかも会場の中条町ツインプラザは料金徴収不可のため、大幅赤字に。

※県内マスコミほぼ全社からの「後援」あり

※長野原町・吾妻郡一帯に11000枚新聞折込チラシ配布（署名参考チラシの表面）。

※当日は約90名余（吾妻郡在住者は7割強）の方々が保存署名に快く応じてくれた。

### ② 2/13 県庁内刀水クラブにて記者会見後、第1回署名を国と県に提出

——「あなたも、若山牧水の言う“有志家”になって吾妻渓谷を守り抜こう」——

※吾妻渓谷写真に牧水の紀行文を転載のチラシ15000枚印刷+反対理由書添え。

※1月末にて第一次集約。県内版4紙に報道される。県一手渡し 国一郵送

2013/11/4に吾妻渓谷瀧見橋で、スペインの平和活動家ミランダさんと一緒

「吾妻渓谷保存」を願ってペンキ絵を描いたことに端を発し、12月から国交大臣/群馬県知事宛に署名活動を開始。県への署名は初の試みなので署名者からも励まされた。

### ③ 3/9 3年目の「3・11」関連イベントに参加 ブース展示・普及活動

「力あわせる200万群馬 さよなら原発アクション」に参加。当会は初回から団体加入し、ブース展示を続けてきた。物品販売と共に「吾妻渓谷保存」の署名を求めた。

### ④ 3/30 地滑り学習会

「ダムを造ったら人災を引き起こす

——隠された真実を追求す」

※中村庄八さん(地学団体研究会・日本地質学会会員)によるダム災害学習会を実施。

※中村さんによる現地地質問題見学会・

学習会を複数回実施してきた経緯あり

——ビデオテープ制作——

ハッ場ダムの湖岸は本当に安全か」

講師/監修：中村庄八（約97分）※資料添付

販売：一千円（送料込）3分割構成にて見やすくテレビでも

視聴可能



問い合わせ先：

|    |         |    |               |         |                          |
|----|---------|----|---------------|---------|--------------------------|
| 氏名 | 代表 鈴木郁子 | 電話 | 070 5457 5672 | メールアドレス | spq272s9@rondo.ocn.ne.jp |
|----|---------|----|---------------|---------|--------------------------|

- ⑤ 6/15 映画「シロウオー—原発立地を断念させた町」上映会  
 監督：かさご 群馬県社会福祉総合センター8Fホールにて  
 ※プロデューサー：矢間秀次郎さんのトークや質問／意見交換あり。約150人  
 ※原発もダムも《国策という名の国家の犯罪行為》の位置付けのもとに行い、この心意気をハッ場の方々にも取り戻して欲しいとの願いがあった。

8/5 「ハッ場ダム 代替地整備に有害資材」の報道が毎日新聞一面トップに掲載

- ⑥ 8/15 「鉄鋼スラグ問題現地見学」（主催：市民オンブズマン群馬）に参加  
 ※現地での説明に驚愕した。そして、意見申し立ては発覚後、1年以内とのことに当時者の方たちに知らせなければと、席上、チラシ配布を約束した。
- ⑦ 9/14 「有害スラグ」現地見学会実施  
 ※チラシ「ご存じですか、有害スラグ 大同特殊鋼・渋川工場→佐藤建設工業→ハッ場代替地整備に使用」を吾妻郡内関連区域に、約6000枚余新聞折込にて配布。
- ⑧ その後、「見学会参加者名」にて、国土交通大臣（＝関東地方整備局宛）に申入れ書を提出し、やりとり続行中。現在、4回目を準備中。

10/1 ハッ場大橋（湖面一号橋）開通式／JR川原湯温泉駅オープンセレモニー  
 10/16 本体工事のための測量開始（左岸ダム堤下の山中より開始す）  
 11/18 正午 現国道145号約3、5km完全閉鎖→吾妻川に近づけず、最後の紅葉  
 ※劣悪な代替地造成の遅れによる未移転の4軒は、生活権をも奪われることに

- ⑨ 11/3（文化の日）「これが最後のハッ場を、最後にさせてはならじと歩こうよ」  
 ※現地にて垂れ幕・チラシ配布の示威行動をしながら閉鎖区間を歩き、署名活動展開。
- ⑩ 11/10 記者会見後、第2回「吾妻渓谷をまもろう」署名を県と国に提出  
 ※2回目の今般は数は少ないが主にハッ場現地にて、県内外から訪れた観光客たちにチラシを手渡し概略を説明しながら、自発的に戴いたことに意義があろうかと考える。  
 ①6月末までの玉湯閉鎖 ②9/24までの旧吾妻線廃止 ③紅葉シーズンなどハッ場通いの折にふれて行った。ことここに到り、提出は早い方が良いと考えた次第。  
 ※ 知事と大臣宛に、地すべり問題のビデオと約2500字の長文の文書を添付。

- ⑪ 群馬県議会への「請願」準備中。然るべき県職への団体交渉などを模索中



|       |                                    |     |                              |
|-------|------------------------------------|-----|------------------------------|
| 団体名   | 長良川市民学習会                           |     |                              |
| 対象事業名 | 内ヶ谷ダム・木曾川水系連絡導水路(導水路)・長良川河口堰(河口堰)  |     |                              |
| 事業地名  | 岐阜県(内ヶ谷ダム・導水路)<br>愛知県・三重県(導水路・河口堰) | 事業者 | 水資源機構(導水路・河口堰)<br>岐阜県(内ヶ谷ダム) |

### 【公称としての「清流」】

岐阜県は、2011年7月に、「清流の国ぎふづくり宣言」を発表し、県庁に「清流の国推進部」を設けた。「清流」という名を冠した企画が頻繁に発表されるが、岐阜県の政策全体が「清流の国ぎふづくり」に相応しいものとなっているのかどうかは疑問である。

10月21日、農水省は「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり」を世界農業遺産の候補の一つに選定した。岐阜県ぐるみで目指していたことである。だが、このことを伝える報道は何故か長良川河口堰に触れていない。川を断ち切る河口堰の存在という重大問題を避けて「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり」を語るのには騙りではないのか？

他方、現在策定中の岐阜市のレッドリストへの記載候補「第1次選定種」に、長良川のアユが挙げられている。大量の卵をトラックで運搬し、河口堰に併設された施設で人工ふ化させて一定育ててから河口堰下流に放すという手間もお金もかけた人為があって、やっと遡上「数」を維持している実態が懸念されているからだ。

「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり」を世界農業遺産に登録し、本気で世界に誇りたいのなら、長良川河口堰の開門を真剣に検討しなければならないはずである。



### 【内ヶ谷ダム】

郡上八幡のすぐ下流で長良川本流に注ぐ亀尾島(きびしま)川。内ヶ谷ダムはその源流に計画されている補助ダムである。改変され水没されようとしている場所は、珠玉の美しさを保っている。希少な長良川の源流域をこれ以上の破壊させてはならない。「寝た子」状態であった計画が、2010年の「再検証」で起こされ、2012年には「継続」となってしまった。安倍政権誕生とともに、補助金がそれまでの数倍の大幅増額となり、本体工事へと突き進んでいる。現在、仮排水トンネルを掘削している段階である。

### 【大村秀章・愛知県知事の動きと徳山ダム導水路(木曾川水系連絡導水路)】

現在の大村愛知県知事は、2011年、自民党と袂を分かち、当時人気絶頂だった河村たかし名古屋市長と共同マニフェストを掲げて当選した。その中の『10 大環境政策』で環境首都アイチ・ナゴヤをには「③ 木曾川水系連絡導水路事業の見直し ④ 長良川河口堰の開門調査」と明瞭に書かれている。だが、現在に至るまで、木曾川水系連絡導水路(徳山ダム導水路)見直しには、一切手がつけられていない。愛知県は、導水路公金支出差止訴訟(住民訴訟)では、一貫して「導水路は必要だ」と主張してきた。7月24日の名古屋地裁の不当判決に対して、大村知事は「歓迎する」とコメントをしている。来年2月の知事選での「共産党を除くオール与党体制」による再選を禊ぎとして、前知事選での共同マニフェストは「なかったことにする」腹つもりではないか、と疑う。安倍政権の「そもそも再検証など不要、全て従来通り継続だ！」という路線からすれば、2011年6月以来止まっていた「関係地方公共団体からなる検討の場」

が、大村知事の再選後間もなく、GOサイン方向で再開される可能性もある。要警戒である。

名古屋地裁（福井章代裁判長）の住民訴訟判決は、歴史の歯車を逆戻しするトンデモナイものであった。ほとんどの原告が控訴人となり、控訴審を徹底的に闘う決意を固めている。（「導水路はいらない！愛知の会」の報告をご参照下さい）

### 【長良川河口堰開門調査】

10月26日、大村・愛知県知事は「河口堰の開門調査は、国に対して引き続き提案し、取り組みたい」と述べた。3年前に国に開門調査を提案して蹴られてから、具体的な働きかけをしたという話は寡聞にして聞かない。むしろ水機構サイドの「徳山ダム導水路建設と長良川河口堰開門調査のパートナー」提案に乗ってしまう危険性を感じないでもない。”国”の河川官僚にとっては河口堰の開門はメンツを潰される由々しき事態であろうが、水機構にとっては建設し終わった河口堰の運用を変えることにすぎない。開門で調査項目が増えれば仕事が増え、予算も増える。他方、水機構の新たな大規模建設事業計画がほとんどない中、徳山ダム導水路建設事業は絶対にリストラされたくない。河口堰開門調査について「難しい、できない」とハードルを上げ、渋々ながら開門に応じる条件として導水路建設 GOサインを出させる、という水機構の願望の図柄はわかりやすい。この「河口堰開門調査と導水路建設のパートナー」話は2011年に愛知県が河口堰の検証を始めた直後に、水機構トップOBからもたらされていると耳にしている。

河口堰開門調査に代替水源など要らない。しかし「渇水時には木曾川水系の水源は逼迫する、気候変動に備えねばならない」という大宣伝を繰り返してきた延長で、「開門するには現在河口堰から取水している分の代替水源が要る」→「できてしまった徳山ダムを有効活用するべきだ」→「河口堰開門調査実現のために導水路を建設すべし」の宣伝は一定の効果があるのかもしれない。これもまた要警戒である。

### 【国際連帯の芽が育つ】

10月6日から17日まで、韓国・平昌で開催されたCBD（生物多様性）・COP12には、COP10からの引き続きとして中部地域から積極的な取り組みが行われ、当会も中心的にその取り組みを担った。

9月5日～7日、韓国4大河川事業の環境破壊とたたかう韓国の仲間を迎えて、「長良川・伊勢湾・COP12アクション」を取り組んだ。5日には長良川河口堰を現地視察、6日には徳山ダムと導水路予定地を現地視察し、岐阜で市民学習会「韓国4大河川事業と徳山ダム導水路」を開催した。7日には名古屋市で市民シンポジウム「生物多様性 COP10 から4年」を開催し、大型開発事業が暴走する中部地域の状況や生態系保全に向けた議論が交わされた。

9月21日～23日には、ラムサールネット日本が呼びかけた「4大河川日韓共同調査」に当会の武藤事務局長が参加し、24日ソウル市内において共同調査団は記者会見で「私たちは命が生き呼吸する健康な4大河川を見ることを望んでいる。」とする声明文を発表した。

CBD・COP12本番では、伊勢三河湾流域の市民運動の仲間でCEPAフェア会場でのポスター展示を行い、15日にはシンポジウムを開催した。三重大学の高山氏の開催趣旨説明に続き、亀井さん（藤前干潟）、武藤（長良川）、市野さん（豊川）、キム・キョン Cholさん（韓国4大河川事業）の報告があり、その後討論。ネパール、韓国、日本から積極的な発言があり、欧米の方も熱心に討論に耳を傾け充実したものとなった。

### 【流れを変えよう！】

長良川を本来の清流に戻したいという願いは、高度成長期の「経済成長の呪縛」には囚われない若い世代の中に確実に育ってきている。来年の河口堰運用開始20年を、良い方向に流れを変える節目としたい。

|         |     |    |               |         |                         |
|---------|-----|----|---------------|---------|-------------------------|
| 問い合わせ先: |     |    |               |         |                         |
| 氏名      | 武藤仁 | 電話 | 090-1284-1298 | メールアドレス | mutohitoshi@yahoo.co.jp |

”パタゴニア”の協力で長良川市民学習会 HP <http://dousui.org/> 上で『よみがえれ長良川「河口堰開門調査」の実現を求めます』の電子署名を行っています。ハガキも準備しています。是非このキャンペーンにご協力下さい。

## 活動報告用紙

|              |                      |            |                 |
|--------------|----------------------|------------|-----------------|
| <b>団体名</b>   | <b>導水路はいらない！愛知の会</b> |            |                 |
| <b>対象事業名</b> | <b>木曾川水系連絡導水路</b>    |            |                 |
| <b>事業地名</b>  | <b>岐阜県(一部愛知県)</b>    | <b>事業者</b> | <b>(独)水資源機構</b> |

### 名古屋地裁が請求棄却の不当判決

木曾川水系の有名な巨大人工構造物と言えば、長良川河口堰と徳山ダムである。ところが、開発した水の使い道はなく。使おうとすれば、さらに巨額の投資が必要となる。投じたお金に比べて得られる効果はあまりにも小さいため、先に完成した長良川河口堰について、愛知県企業庁はその住民訴訟裁判では工業用水は近い将来必ず使うと断言しながら、住民側敗訴の判決を手に入れるや、「禁じ手」を使って知多半島への水道用水に転用した。

水余りのなか、事業費 890 億円の導水路事業はムダにムダを重ねるものゆえ中止をとの強い思いから、92 人の県民有志が原告となって愛知県知事らを被告に事業差止の住民訴訟を 2009 年に提訴。爾来 5 年余の本年 7 月 24 日、名古屋地裁は請求棄却の不当判決を言い渡した。

### 不都合な事実を横に置いた地裁判決

判決は徹頭徹尾、原告住民らが 5 年間にわたり積み上げてきた事実を目を背け、被告を庇い見事なまでに行政に寄り添う極めて情けない内容である。しかしながら、お墨付きを与えるべく判決は、裁判所が自信ありげに繰り返し展開している判断について、その理由は看過することができないほど重大な事実誤認が至る処で見受けられる。それらを概括的に下表にまとめてみた。

#### 2014/7/24 名古屋地裁・「導水路」中止裁判のおもな争点

| 争点                     | 地裁判決                                                                                                                         | 不都合な事実                                                                                                                                |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 動植物の生息・生育地の状況の観測地点について | 今渡地点で塩化物イオン濃度を観測。干潮域における代表種（シジミ）の生息・産卵に必要な流量が検討された。                                                                          | 今渡地点は飛騨川が木曾川に合流した直下流地点、その下流には木曾川大堰。今渡地点まで塩水遡上は不可能。<br><b>今渡地点がどこかを知らず</b>                                                             |
| 木曾川大堰下流の維持流量の検討項目について  | 本件河川整備基本方針は…、動植物の生息地又は生育地の状況、景観(観光)、流水の清潔の保持、舟運、漁業等の多角的な見地から分析、検討を行った上、木曾川大堰下流の維持流量（日平均約 50 m <sup>3</sup> ）とするとされた。         | 木曾川大堰下流の必要維持流量の検討項目は、動植物の生息（生育）地の状況と漁業。感潮域における漁業対象ヤマトシジミの生息に必要な流量が検討されただけである。<br><b>記載に反する根本的、かつ、読めば誰でも分かる初歩的な誤り</b>                  |
| 今後の水道整備の前提について         | 平成 12～22 年度までの実績値がこのまま推移すれば、愛知県需給想定調査での需要想定値とは相当程度乖離した数値となることも予想される。<br>水資源開発施設の整備は長時間を要し、水需要が急増した時点では整備が間に合わず、需要増に対応した供給をする | <b>平成 27 年度において需要想定値が実績と相当程度乖離することを認めた。</b><br>平成 25（2013）年、国の今後の水道のあり方を示す「新水道ビジョン」を水道事業所轄の厚生労働省健康局が発表。その内容は、2060 年の水需要は現在よりも 4 割程度減少 |

|                                  |                                                                                                             |                                                                                                                                       |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | <p>ことができない状況に陥る。<br/>「乖離」が直ちに本件フルプランが著しく合理性を欠くものであるとまで断ずることはできない。</p>                                       | <p>と推計。水道事業は現状よりも縮小した事業をとしている。<br/><b>裁判所は新水道ビジョンを引用しての主張に判断をせず、隠蔽で誤った判断をしている。</b></p>                                                |
| <p>愛知用水地域の水道用水全体として取水制限はないこと</p> | <p>木曾川では渇水のため、平成10～20年の間に14回の取水制限（節水）が実施され、工業用水のみならず水道用水について節水対策が採られた。これも本件フルプランが著しく合理性を欠くものでない理由としている。</p> | <p>愛知用水地域の上水道の水源は牧尾ダム、阿木ダム、味噌川ダムを合わせたもの。<br/>3ダムによって取水制限・節水）はなくなることが証拠によって明らかにされている。<br/><b>裁判所は判断においてこれを無視しており、誤っている。</b></p>        |
| <p>撤退したときの費用負担金の支払い義務について</p>    | <p>事業から撤退の申出があっても、事業実施計画が水機構法所定の手続きを経て変更され、国交大臣の認可を受けない限り、撤退の申出者は従前の事業実施計画で定められている費用負担を免れることはできない。</p>      | <p>同じ目的の特定多目的ダムでは撤退通知によって負担義務がなくなる。撤退通知があったときは事業実施計画を変更しなければ工事はできない。工事がされなければ費用負担義務が発生しない<br/><b>撤退通知をすれば負担・支払義務はなくなる(支出の差止)。</b></p> |

### 気持ちを一つに名古屋高裁へ控訴

判決言い渡し後、導水路はいらない！愛知の会と、徳山ダム導水路住民訴訟弁護団は、名古屋市内で報告集会&合同記者会見を行い。共同声明（骨子は、① 司法の責務放棄を強く批判 ② 廃止のため今後とも粘り強く活動をとの決意）を発表した。

集会では、在間弁護団長が「需要の減少を前提とすべきなのに、不都合な事実を横に置いた」と痛烈に批判、控訴を明言し、小林共同代表は「徳山ダム導水路事業にお墨付きを与えるような司法判断で残念、控訴審で勝利を」と訴え、参加者が気持ちを一つに控訴の意思を確認した。

地裁不当判決から2週間弱の8月4日、やっぱり徳山ダム導水路事業は中止をと78人が控訴人となって、名古屋高裁へ控訴した。

### あらためて問われるべきは愛知県当局

2011年の県知事選で河村市長と組んで「導水路事業の見直し」を共同公約に挙げていた大村知事は、「今回の判決はきわめて妥当だ」（日本経済新聞）と絶賛したが、裁判の最大の争点「水需要の予測の実績との乖離」が判決で認定されたことにこそ、県政の最高責任者である知事は焦点を当て、「計画の再検討をして事業からの撤退の必要性」など言及すべきである。

導水路はいらない！愛知の会は、不況で多くの県民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばに福祉・医療・教育の施策に大ナタを振る一方で、ムダな「導水路」事業に愛知県が318億円もの公金を投入することをチェンジする活動について、心を一つに強く進める決意である。

### 問い合わせ先：

|    |       |    |              |         |                          |
|----|-------|----|--------------|---------|--------------------------|
| 氏名 | 加藤 伸久 | 電話 | 052-811-8069 | メールアドレス | ra28745@wd6.so-net.ne.jp |
|----|-------|----|--------------|---------|--------------------------|

「導水路」裁判・第1～23回口頭弁論（判決言渡）における原告・被告双方が提出の全書面、それら書面の対応関係などをHP（<http://www.dousuiro-aichi.org/>）にアップしています。ご覧下さい。